



なお、乗客37名、運転者に怪我等はなかった。

#### (3) 乗合バスの車内事故1

3月3日(月)午前11時5分頃、福岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客22名を乗せて運行中、車内に立っていた乗客(女性、73歳)が転倒した。

この事故により、当該乗客が腰椎骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスの前方を走行していた乗用車が急停車したため、衝突を回避するため急ブレーキをかけたところ、手すりにつかまり立っていた当該乗客が転倒した模様。

#### (4) 乗合バスの車内事故2

3月4日(月)午前11時5分頃、静岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客10名を乗せて運行中、乗客(女性、89歳)が転倒した。

この事故により、当該乗客が左大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスは交差点を赤信号のため減速し停車しようとしたが、停車する前に信号が青に変わったので、そのまま交差点に進入し左折しようとしたところ、当該乗客が座席を移動しようとして転倒した模様。

#### (5) 乗合バスの車内事故3

3月4日(月)午後4時50分頃、神奈川県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客10名を乗せて運行中、バス停にて乗車した乗客(女性、87歳)が発車直後に転倒した。

この事故により、当該乗客が大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗客は、当該バス停で杖をつき荷物を持った状態で乗車し、着席に時間が掛かっていたが、当該乗合バスの運転者は席へたどり着くまでは確認していたが、完全に着席していない状態で大丈夫であると判断し、車内アナウンスを行い発車したため、発車の反動により当該乗客が転倒した模様。

#### (6) 乗合バスの車内事故4

3月5日(火)午後3時10分頃、神奈川県において、同県に営業所を置く乗合バスがバス停で降車扱い中、乗客(女性、61歳)が転倒した。

この事故により、当該乗客が右大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスの運転者は当該乗客が降車したものと思い込み、目視による安全確認を怠ったまま扉を閉めたところ、降車途中の当該乗客がバランスを崩し、転倒した模様。

#### (7) タクシーと自転車が衝突した事故

3月1日(金)午前5時40分頃、埼玉県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、自転車と衝突した。





【3. 事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について】

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）では、自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、事業用自動車の運転者の健康状態の確認について、これまでも平成23年10月14日付け文書（国自安第32号）等で徹底をお願いしてきたところですが、今般、平成24年12月23日、静岡県静岡市の交差点において、乗客15名を乗せた乗合バスが路肩に駐車していた軽乗用車に接触しその弾みで信号機に衝突し、その信号機を押し出しながら、その前方のタクシーに追突し、乗合バスの乗客8名、タクシー運転者及び乗合バスの運転者の合計10名が軽傷を負う事故が発生しました。

この事故の詳細な原因は現在調査中であるものの、当該乗合バスの運転者が、事故の直前に何らかの原因により意識を喪失したために発生したと推察されるものであることから、下記の事項について、改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
2. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。
3. 平成22年7月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。



【4. 事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について】

国土交通省では、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の事故防止対策を推進しているところですが、平成24年上半期の事業用トラックが第一当事者となる死亡事故発生件数が増加傾向にあります。

夏の行楽シーズンに伴う交通量の増加が見込まれたことから、より一層事故防止対策に取り組む必要があるため、平成24年8月に、トラック事業者における安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いましたのでお知らせ致します。

→ (<http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf>)



【5. 高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について】

昨年8月2日に東北自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、同種事故の再発を防止するため、交替運転者の配置基準の遵守をはじめ、輸送の安全に万全を期すよう、国土交通省は高速ツアーにおける安全確保の再徹底について、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を発出しましたのでお知らせいたします。

→ (<http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf>)



【6. 高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について】

昨年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では、同年6月11日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等を取りまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、6月29日以降で以下の通りの措置を講じました。これらについてお知らせ致します。

○「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」(6月11日公表)

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10\\_hh\\_000030.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10_hh_000030.html)

○「高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について」(6月29日公表)

1. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用

→ 高速ツアーバス運行事業者リストを公表

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html))



\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 ( [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

